

起業家独立開業支援資金のご案内

この制度は、本市における新産業・起業家の創出を目指し、新規に独立開業または分社化しようとする際に必要となる運転・設備資金を、長期、低利で貸し付けるものです。創業・起業をお考えの方や起業後間もない方、新たに分社化を行う中小企業などにご利用いただける融資です。

1 融資申込者の資格

Aタイプ（以下の条件に全て該当する方が対象）

- ① 市内で事業所を設置し、新たに事業活動を始めの方、中小企業者及び中小企業団体（新規開業後3年未満の方も含みます）
- ② 中小企業信用保険法に定める特定事業を行う方
※一部対象外となる業種があるため、詳しくは裏面担当課へご確認ください。
- ③ 原則として、給与所得を得ていた方
※「役員報酬」を得ていた方も対象となります。ただし、代表権を持っていた方については、基本的に対象外ですがご相談ください。

Bタイプ（分社化対応）

会社が新たに市内に設立（分社）した中小企業者である会社であって、その設立した日以後5年を経過していない方（計画段階の場合は、事前にご相談ください）

【A・Bタイプ共通の申込資格】

申請者又は申請者の団体の役員等が、暴力団及びその関係団体との関係がない方

2 融資の条件

- | | |
|-----------|---|
| ① 融資の限度額 | 1企業 Aタイプ 5,000万円
1企業 Bタイプ 1,500万円 |
| ② 融資期間 | 10年以内（内据置1年以内） |
| ③ 融資利率 | 1.0%以内 （群馬県信用保証協会の信用保証料は、自己負担） |
| ④ 担保及び保証人 | 金融機関所定 |
| ⑤ 償還方法 | 元金均等分割償還 |
| ⑥ 資金使途 | 運転資金及び設備資金
※土地の取得に対しては利用できません。
※中古品の取得については、原則使用可能期間（減価償却資産の耐用年数以内）が1年以上であり、取得価格が10万円を超えるものが対象です。耐用年数を超過するものについてはご相談ください。 |

3 提出書類（融資希望者が金融機関へ提出してください）

- ① 金融機関所定の融資申込書
- ② 暴力団員等に該当しない旨の誓約書（原本）
- ③ 登記事項証明書（個人の場合は開業届）の写し
- ④ 代表者が創業前に給与所得を得ていたことを証明する書類（Bタイプは不要）
- ⑤ 計画内容を説明する書類（開業計画書、カタログ、見積書、図面等）
- ⑥ 建築確認済証の写し（該当する場合）
- ⑦ 事業の許認可証の写し（該当する場合）
- ⑧ その他、申込先金融機関が必要とする書類
- ⑨ 確定申告書又は決算書の写し（開業後1年以上経過している場合）
- ⑩ 市税納税証明書の写し（納期到来済の市税及び延滞金について滞納がない旨記載の証明書）
（開業後1年以上経過している場合）

【Bタイプ利用の場合に必要な追加書類】

- ① 親会社の登記事項証明書の写し
- ② 親会社の決算書2期分の写し
- ③ 分社を決定するための議事録の写し（必要に応じて）
- ④ その他分社化を証する書類

4 申し込み手順

- ① 融資希望者は、取扱金融機関へ直接お申し込みください（申請書類は本市の窓口かホームページから取得できます）。
- ② 申し込みを受けた取扱金融機関は、申し込み案件について取り扱う方向が定まった時点で、「承認申請書」を下記担当課へ提出してください。
※なお、対象判断基準で疑問のある場合には、必ずお問い合わせください。
- ③ 申請に基づき、本市から「承認書」を送付しますので、その後に融資を実行してください。
※融資実行、発注、契約、事業着工は、本市の承認を得た後に行うことが可能です。どれか一つでも承認前に着手された場合は、融資の対象となりませんのでご注意ください。やむを得ない理由から承認前に事業着手が必要な場合は、『特例承認制度』の対象となる場合がありますので、必ず着手する前にご相談ください。
- ④ 融資実行後、取扱金融機関は「融資実行報告書」を提出してください。
- ⑤ 融資の実行報告を受けた後、本市から取扱金融機関に対して、預託を行います。

【取扱金融機関向け】融資取り扱いに際しての注意点

申し込みを受けて、融資実行をする前に、必ず「承認申請書」及び申請書類一式を下記担当課へ提出して承認を受けてください。また、承認申請書の提出後に、融資の取り扱いを取り消す場合も、必ず下記担当課へご連絡ください。

【融資希望者向け】本融資利用の際に役立つ「創業サポート総合制度」

本融資（Aタイプ）を利用される方は、融資の利子と信用保証料の補助及び中小企業診断士による無料コンサルティングが最大3年にわたって受けることができる「創業サポート総合制度」が申請できます（**融資希望者が別途申請する必要があります**）。詳しくは、下記担当課へご連絡いただくか、本市ホームページをご覧ください。

担当課連絡先

前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策係
〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号（前橋市役所6階）
電話 027-898-6983（直通） FAX 027-224-1188（専用）